

見附市選挙管理委員会告示第3号

令和5年3月1日

見附市選挙管理委員会
委員長 岡村 勝元

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項又は第75条第1項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数を、地方自治法第74条第5項及び第75条第5項並びに市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 671人

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項又は第5条第15項の規定による合併協議会設置の請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数を市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 5,591人

地方自治法第76条第1項又は第80条第1項又は第81条第1項又は第86条第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数を、地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 11,181人